

## 令和8年度埼玉県医療機関委託肝炎ウイルス検査事業実施要綱

### 1 目的

肝炎ウイルスの検査希望者の利便性を向上させ、もって県民の受診機会の拡大を図ることにより、肝炎に対する県民の不安を解消する。

また、B型及びC型肝炎ウイルス感染者を早期に発見し、適切な医療に導くことにより、県民の健康維持に資するものである。

### 2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 対象者

この事業による検査の対象者は、埼玉県に在住の者（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市在住の者を除く。）で、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、市町村が行う肝炎ウイルス検診や職場での健康診断等において肝炎ウイルス検査を受ける機会のある者を除くものとする。

(1) 昭和63年（1988年）1月27日以前に生まれた者

(2) 以下の感染リスク等がある者

ア 平成4年（1992年）以前に輸血を受けたことがある。

イ 平成6年（1994年）以前に非加熱凝固因子製剤やフィブリノゲン製剤を使用された可能性がある。

ウ 長期にわたり血液透析を受けている。

エ 大きな手術を受けたことがある。

オ 臓器移植を受けたことがある。

カ 過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されたことがある。

キ その他感染したことについての不安がある。

（ただし3か月以内に肝炎ウイルス検査を受けたことがある者を除く）

(3) 医師が必要と認めた場合

### 4 検査実施医療機関

この事業への参加を申し出た県内の医療機関

## 5 検査項目

### (1) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査を行う。

### (2) C型肝炎ウイルス検査

#### ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

#### イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

## 6 結果の判定

結果の判定は、別紙1による。

## 7 採血方法

採血時には、HCV核酸増幅検査まで必要となることを想定し、必要な本数の採血を行うこと。採血方法及び必要な採血本数については、各医療機関において検査機関と調整する。

## 8 検査後の指導

検査を行った医療機関は、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下、「陽性と判定された者」という。）に対して、埼玉県が実施する肝炎治療特別促進事業において診断書に記載ができる医師（日本肝臓学会肝臓専門医又は埼玉県肝炎医療研修会受講修了医師）が所属する医療機関（以下、「県が指定した医療機関」という。）である場合を除き、県が指定した医療機関を紹介し、受診を勧めるものとする。紹介状については、参考までに様式1を示すが、各医療機関で通常使用しているものでもよい。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者に対しては、検査結果と検査日を記録しておくことを勧

める。

## 9 受診方法

(1) 医療機関での受診を希望する者は、肝炎ウイルス検査申込書（医療機関実施用）（様式2）に必要事項を記載の上、検査実施医療機関に提出して検査を受ける。

(2) 検査実施医療機関は肝炎ウイルス検査申込書の提出があった場合は、申込者の住所及び問診項目等を確認して検査を行う。

また、検査を行った医療機関は、検査結果を渡し、受診者に説明する。

(3) 検査実施医療機関は、陽性と判定された者に対して県が指定した医療機関である場合を除き、県が指定した医療機関を紹介し、受診を勧める。この場合の精密検査や治療等に要する経費は、受診者の負担となる。ただし、以下の全ての要件に該当する場合は、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業における検査費用助成事業のうち初回精密検査の助成事業の対象とすることができる。

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ この事業による検査を受診した者で、検査結果通知の日から1年以内の者

ウ 埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業におけるフォローアップ事業の参加に同意した者

エ 県が指定した医療機関において検査を受けた者

(4) 検査実施医療機関は、肝炎ウイルス検査申込書（医療機関実施用）（様式2）の問診項目等の最後の項目に同意された受診者のうち陽性と判定された者には、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業について説明する。

## 10 契約

(1) 一般社団法人埼玉県医師会会長は、この事業に参加を希望する会員医療機関を代表して、埼玉県知事と一括して契約する。

(2) 一般社団法人埼玉県医師会（以下「医師会」という。）の会員以外で、本事業に参加を希望する医療機関は、埼玉県と個別に契約する。

- (3) 医師会は、本事業に参加する医療機関のリストを作成し、埼玉県に報告する。変更があった場合も同様とする。

## 11 委託料等

- (1) 検査委託料は別紙2のとおりとする。
- (2) 受診者の了解を得て、「上記8」により紹介状を作成し受診者に渡した場合は、別紙2の診療情報提供料を支払う。
- (3) 受診者からは検査に係る費用を徴収しないものとする。

## 12 検査実施状況等の報告並びに検査料の支払い等

- (1) 肝炎ウイルス検査を実施した医療機関（以下「検査医療機関」という。）は、肝炎検査を実施した月の翌月の15日まで（3月実施分については、3月31日まで）に、肝炎ウイルス検査実施状況報告書兼請求書（様式3）（以下「報告書兼請求書」という。）及び肝炎ウイルス検査申込書（医療機関実施用）（様式2）に検査結果を記入したものを提出して実績を報告するとともに、検査料を埼玉県知事（保健医療部疾病対策課）（以下「県」という。）に請求する。
- (2) 県は、報告書兼請求書を受理したときは、その日から10日以内に実施状況を確認するための検査を行うものとする。県は、当該検査の結果、実施状況を合格と認めたときは、その日から30日以内に、検査医療機関に検査料を支払うものとする。
- (3) 県は、検査医療機関からの報告に基づき、肝炎ウイルス検査実施状況表（様式4）を作成する。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。